

## 鳥を飼っているみなさまへ～鳥インフルエンザについて

鳥インフルエンザは、鳥（鶏、うずら、あひる、キジなど）に対する病気で、高い致死率を示します。鳥インフルエンザウイルスは鳥から鳥に直接または排泄物等を介して広がります。

人への感染は、感染した鳥やその排泄物、死体、内臓などと濃厚接触をすることで感染しますが、日本での報告はありません。また、鶏肉や卵を食べて感染した例はありませんが、不安な場合は、加熱（70℃以上）することでウイルス感染性がなくなります。

### 庭先で飼養している鳥を感染から守るために

鳥インフルエンザウイルスは日本に飛来する渡り鳥が運んできており、人や物および野生動物などに付着して持ち込まれます。毎日、健康観察を行うとともに次のような感染対策をお願いします。

- 飼養鳥を野鳥と接触させないようにしましょう。**  
野鳥が侵入しないよう防鳥ネットの設置、飼養施設に破損がないか、点検を行い、破損があった場合は早急に修理を行いましょう。
- 野鳥などの糞で飼養鳥の水やえさが汚染しないように気をつけましょう。**  
水やえさは毎日取り替えてください。
- 飼養施設、水やえさの容器などをこまめに清掃しましょう。**  
毎日1回容器は糞などの汚れを取り除き、清潔に保ちましょう。  
清掃が終わったら、石鹸で手指をよく洗って、うがいも行ってください。  
消毒は逆性石けんやアルコール、塩素系の消毒薬を使用しましょう。
- 人がウイルスを持ち込まないように気をつけましょう。**  
飼養舎に入るときは、専用の長靴に履き替えて、手指の消毒をしましょう。  
部外者を飼養舎に近づけないでください。

鳥インフルエンザが発生したからといって、直ちに庭先等で飼っている鳥が感染することはありません。飼っている鳥を野山に放したり、処分をするようなことはしないでください。

飼っている鳥が死亡しても、直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

原因のわからないまま、次々と複数の鳥がまとまって死ぬなどの異状があった場合には、なるべく早く家畜保健衛生所にご相談ください。

連絡先： 西部家畜保健衛生衛生所：0880-37-2148

090-8978-6474（夜間・休日）